

熊本市個人情報保護条例及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

熊本市個人情報保護条例及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人情報保護条例及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(熊本市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 6 項中「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

第 34 条第 3 項第 1 号中「第 52 条第 1 項」を「第 52 条」に改める。

(熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 4 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中熊本市個人情報保護条例第 34 条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の

公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提出理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による統計法（平成19年法律第53号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。